

査答申情第 7 7 号

令和 6 年 1 1 月 6 日

答 申

生駒市長 小紫 雅史 様

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 金谷 重樹

令和 6 年 6 月 1 4 日付け「生生第 1 3 4 号」で諮問のありました事案について
下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を却下すべきである。

理 由

第 1 審査請求の趣旨

生駒市長が、審査請求人に対して令和 6 年 5 月 1 0 日付け「生生第 7 8 号」でした決定を取り消し、開示する。

第 2 事案の概要

1 経緯

ア 審査請求人は、生駒市長(以下「市長」という。)に対し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項に基づいて「生駒市役所生活支援課(生駒市福祉事務所)の職員らによる、ケース診断会議での〇〇〇〇に対する以下の決定事項 “((別紙)『ケース診断会議記録表』の中に収められていた)別紙『(令和5年8月1日付け)〇〇〇〇について』の2頁目の末尾に記されている『~今回の(主)の引越し費用としては、300,000円を限度とする。』”につき、その旨の決定事項が〇〇〇〇に対して、法律上如何なる強制力を有していたのか?を具体的に明らかにする書面や法的根拠等(メモ書きやその他のものなども含む)全部」(以下「本件行政文書」という。)の開示を請求した(以下「本件開示請求」という。))。

イ 市長は、本件開示請求に対し、本件行政文書が存在しないとして開示しない決定(以下「本件処分」という。)をした。

ウ 審査請求人は、本件処分に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づいて、審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。

2 前提事実等

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第76条第1項は「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と定め、同法第60条第1項は「『保有個人情報』とは…【省略】…地方公共団体等行政文書(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの…【省略】…をいう。)…【省略】…に記録されているものに限る。」として

いる。

そして、同法第2条第1項は「この法律において『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。」と定め、第1号及び第2号で、それぞれ「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」、「個人識別符号が含まれるもの」と規定している。

第3 当審査会の判断

事案に鑑み、まず本件審査請求の適法性について判断する。

個人情報保護法第76条第1項で開示請求の対象としている情報は、行政機関等の保有する自己を本人とする個人情報、つまりその情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、当該情報の本人が開示請求者であることを識別することができる開示請求者本人に関する情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該情報の本人が開示請求者であることを識別することができることとなるものを含む。）である。

これを本件についてみると、本件開示請求は、審査請求人が、要旨、生活支援課のケース診断会議における移送費を30万円を限度とする旨の決定について、これが如何なる強制力を有するものかを基礎づける文書や法的根拠等一式の開示を求めるものであり、強制力の法的根拠の開示を求めるものである。

そうすると、本件開示請求は、個人情報保護法がその開示請求の対象としている行政機関等が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を求めるものではないから、本来、却下されるべきものであった。

以上を踏まえると、本件処分を取り消し、上記の法的根拠を開示するよう求める本件審査請求も、また、本件開示請求と同様、審査請求人の個人情報の開示を求めるものではないから不適法であると言わざるを得ない。

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件審査請求は不適法であり却下を免れない。

以上のとおりであるから、当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

第４ 審査会の審査経過

当審査会の審査経緯は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 6 月 1 4 日	・ 市長からの諮問（生生第 1 3 4 号）を受けた。
令和 6 年 7 月 1 0 日	・ 市長から弁明書の写しの提出を受けた。
令和 6 年 8 月 5 日 （第 1 7 8 回審査会）	・ 審議を行った。
令和 6 年 8 月 2 7 日 （第 1 7 9 回審査会）	・ 審議を行った。
令和 6 年 8 月 3 0 日 （第 1 8 0 回審査会）	・ 審議を行った。
令和 6 年 9 月 1 1 日 （第 1 8 1 回審査会）	・ 審議を行った。
令和 6 年 9 月 2 4 日 （第 1 8 2 回審査会）	・ 審議を行った。

令和 6 年 1 0 月 1 日 (第 1 8 3 回審査会)	・ 審議を行った。
令和 6 年 1 0 月 2 9 日 (第 1 8 4 回審査会)	・ 審議を行い、答申を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学名誉教授	会 長
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学教授	会長職務代理者
ふく つか か え 福 塚 圭 恵	弁護士	
むら なか よう すけ 村 中 洋 介	近畿大学准教授	
むら おか ゆう こ 村 岡 悠 子	弁護士	